

！ご注意ください！

今年12月2日(月)から 現行の保険証は発行されなくなります

※今回お手元に届いた国民健康保険および後期高齢者医療の保険証は
令和7年7月31日(木)まで有効です。

医療機関等を受診の際はマイナンバーカードをご利用ください

とっても
カンタン！

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに置く
カードリーダーでマイ
ナンバーカードを保
険証として登録
できます。



2 本人確認

顔認証または4ケタの
暗証番号を入力する

顔認証 or 暗証番号



3 同意の確認

診察室等での診療・服
薬・健康情報の利用に
ついて確認する



4 受付完了

呼ばれるまでお待ち
ください



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録を
まだされていない方は、下記の通り準備をお願いします

STEP1

マイナンバーカードを申請する

下記のいずれかで申請できます

- ①オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP2

マイナンバーカードを保険証として登録する

下記のいずれかで登録できます

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



マイナンバー
カードを使う
メリット



①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さんの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

今年12月2日(月)以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

【参照】厚生労働省 マイナンバーカードの保険証利用に関するリーフレット

【問い合わせ】国民健康保険…医療年金課☎1724～1727、後期高齢者医療制度…医療年金課☎1721、1722